

～エネルギー環境配慮制度～

計画書作成等の手引き



広島市

令和7年4月

目次

1	趣旨	2
2	定義	2
3	手続きの流れ	3
4	計画書の作成	4
5	変更計画書の作成	7
6	報告書の作成	7
7	計画書等の提出	9
8	計画書等の公表	10
9	算定資料	11

問合せ先

広島市環境局温暖化対策課
TEL 082-504-2185（直通）
FAX 082-504-2229
Eメール ondanka-t@city.hiroshima.lg.jp

1 趣旨

この手引きは、広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例（以下「条例」という。）第33条から第37条の規定に基づき、特定エネルギー事業者が再生可能エネルギーの利用拡大等によって地球温暖化対策を推進するに当たり、エネルギー環境計画書（以下「計画書」という。）、変更後のエネルギー環境計画書（以下「変更計画書」という。）及びエネルギー環境報告書（以下「報告書」という。）の作成等について基本的な事項を定めたものです。

2 定義

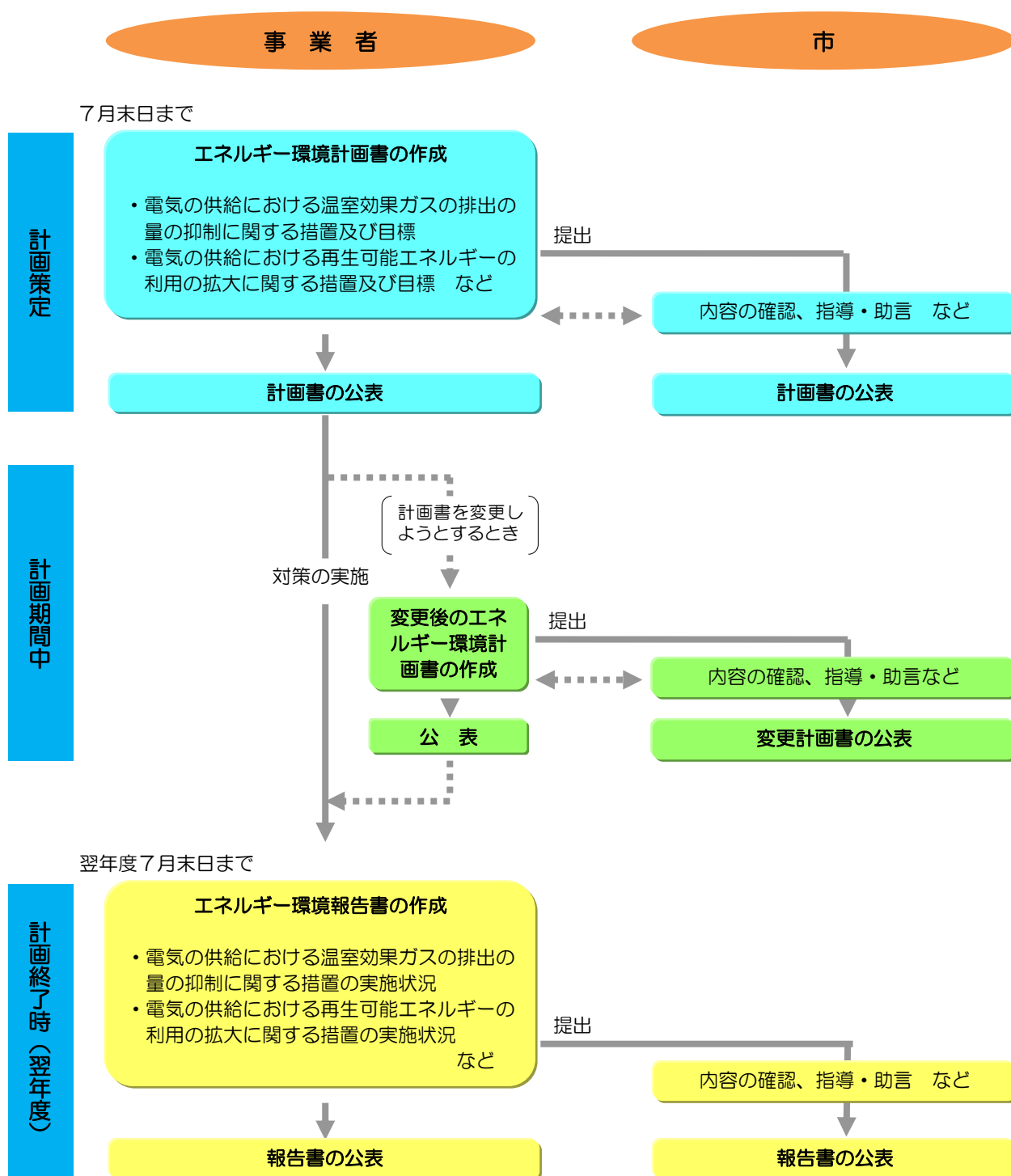
(1) 特定エネルギー事業者

特定エネルギー事業者は、条例第34条第1項に規定する小売電気事業者で、市内に位置する事業所等を設置し又は管理する事業者との間に、当該事業所等に係る電気の販売契約を締結している事業者とします。

(2) 再生可能エネルギー

太陽光、水力、風力、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもので、原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除いたもの）、地熱その他化石燃料等を熱源とする熱以外のエネルギーのうち原子力等を除いたもので、絶えず資源が補充されて枯渇することのないエネルギーを再生可能エネルギーと定義します。ただし、水力発電のうち揚水式及び廃棄物発電のうちバイオマスを除いたものについては含まないものとします。

3 手続きの流れ



4 計画書の作成

条例第35条第1項の規定による計画書の作成に関する事項は、次のとおりとします。

なお、未調整二酸化炭素排出量、未調整排出係数、基礎排出係数及び調整後排出係数（以下「未調整二酸化炭素排出量等」という。）の算定は地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に基づく「電気事業者ごとの未調整排出係数、基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」（最新版）に準ずるものとし、すべての供給区域に係る値については市内の小売りに供した使用端の電気の供給量（以下「電気供給量」という。）をすべての供給区分における電気の供給量で除した値（以下「市内供給比率」という。）を乗じて市内分の値とします。また、発電量はすべて送電端とします。

(1) 計画書の様式

計画書の様式は、第11号様式とします。

(2) 日付

計画書等を提出する年月日を記載してください。

(3) 特定エネルギー事業者の氏名及び住所

特定エネルギー事業者は、氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載してください。

(4) 連絡先

計画書等の記載内容について、市からの問い合わせに対応できる連絡先を記載してください。

(5) 自社等発電所の有無

特定エネルギー事業者は、自社等発電所（自己が所有する発電所及び経営支配下においている子会社が所有する発電所）の有無を記載してください。

(6) 電気事業の概要

特定エネルギー事業者は、自社等発電所における発電による電気の供給事業及び他の小売電気事業者等から調達した電気の供給事業並びに電気の供給区域等、電気事業の概要を記載してください。

(7) 電気の供給における温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制

特定エネルギー事業者は、電気の供給における温室効果ガスの排出の抑制等に関する担当部署、点検体制等を記載してください。

(8) 電気の供給における温室効果ガスの排出の量の抑制に関する措置及び目標

特定エネルギー事業者は、市内への電気の供給に伴う未調整二酸化炭素排出量等を算定し、それらの低減について、次に掲げる事項を記載してください。

ア 計画書を初めて提出する年度を除いた年度においては、前年度の未調整排出係数、基礎排出係数及び調整後排出係数（以下「排出係数」という。）の実績値

イ 計画書を提出する年度（以下「計画年度」という。）における排出係数の目標値

ウ 短期的な目標として、短期的な目標年度（２年後から５年後までの間で任意に選択）における排出係数の目標値

エ 長期的な目標として、長期的な目標年度（１０年後から２０年後までの間で任意に選択）における排出係数の目標値

オ 排出係数の低減を図るための具体的な措置の内容

(9) 電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置及び目標

ア 特定エネルギー事業者は、自社等発電所における再生可能エネルギーを利用した発電について、次に掲げる事項を記載してください。

(ア) 計画書を初めて提出する年度を除いた年度においては、前年度の再生可能エネルギーによる発電量（特定エネルギー事業者が、市内へ供給した電気で、自社等発電所において再生可能エネルギーを利用して発電した電気の発電量）及び導入率（自社等発電所における電気の発電量のうち再生可能エネルギーによる発電量の割合）の実績値

(イ) 計画年度における再生可能エネルギーによる発電量及び導入率の目標値

(ウ) 短期的な目標として、短期的な目標年度（排出係数の短期的な目標年度と同じ年度）における再生可能エネルギーによる発電量及び導入率の目標値

(エ) 長期的な目標として、長期的な目標年度（排出係数の長期的な目標年度と同じ年度）における再生可能エネルギーによる発電量及び導入率の目標値

(オ) 再生可能エネルギーによる発電量の割合の拡大を図るための具体的な措置の内容

イ 特定エネルギー事業者は、再生可能エネルギーの環境価値の確保について、次に掲げる事項を記載してください。

(ア) 計画書を初めて提出する年度を除いた年度においては、前年度の環境価値の確保量（特定エネルギー事業者が、市内へ供給した電気で、自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量及び他の一般電気事業者等の発電所における再生可能エネルギーによって発電された電気の購入量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することによって環境価値を有するもの及び購入した環境価値の量（グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により認証されたグリーン電力量、J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電気相当量、FIT非化石証書の量及び非FIT

非化石証書（再エネ指定）の量）を合算したもの）並びに環境価値の確保率（環境価値の確保量を電気供給量で除したもの）の実績値

(イ) 計画年度における環境価値の確保量及び環境価値の確保率の目標値

(ウ) 短期的な目標として、短期的な目標年度（排出係数の短期的な目標年度と同じ年度）における環境価値の確保量及び環境価値の確保率の目標値

(エ) 長期的な目標として、長期的な目標年度（排出係数の長期的な目標年度と同じ年度）における環境価値の確保量及び環境価値の確保率の目標値

(オ) 環境価値の確保量の割合の拡大を図るための具体的な措置の内容

(10) 電気の供給における未利用エネルギーによる発電量の割合の拡大に関する措置及び目標

特定エネルギー事業者は、未利用エネルギー（発電に利用するエネルギーのうち、工場の廃熱又は排圧、廃棄物（バイオマスを除く）の燃焼に伴い発生する熱、超高圧地中送電線からの廃熱、変電所の廃熱及び高炉ガスその他の副生ガス等のエネルギー）を利用した発電による電気の供給の量の拡大を図るために実施しようとする具体的な措置の内容及び目標を記載してください。

(11) 火力発電所における熱効率の向上を図るための措置及び目標

特定エネルギー事業者は、自社等発電所のうち火力発電所における熱効率（燃料の保有するエネルギーに対する電力に変換されたエネルギーの割合）の向上を図るために実施しようとする具体的な措置の内容及び目標を記載してください。

(12) 本市の区域内に存する電気の需要者に対する地球温暖化の防止に資する取組

特定エネルギー事業者は、市内の電気需要者に対する地球温暖化の防止に資する情報の提供その他の取組の状況及び計画を記載してください。

(13) その他の地球温暖化の防止に貢献する取組

特定エネルギー事業者は、森林の保全及び整備、自動車の合理的な利用、廃棄物の削減その他の地球温暖化の防止に貢献する取組の状況及び計画を記載してください。

5 変更計画書の作成

条例第35条第2項の規定による変更計画書の作成に関する事項は、次のとおりとします。

(1) 変更計画書の様式

変更計画書の様式は、第11号様式とします。

「新規」「変更」の区分については、「変更」を取消し線で消すか、「新規」に○印をつけてください。

(2) 記入上の留意事項

変更計画書の記載要領は、新規の計画書と同様とし、変更部分だけでなく、全ての項目について記載してください。

6 報告書の作成

条例第36条の規定による報告書の作成に関する事項は、次のとおりとします。

なお、未調整二酸化炭素排出量等の算定は温対法に基づく「電気事業者ごとの未調整排出係数、基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」（最新版）に準ずるものとし、すべての供給区域に係る値については市内供給比率を乗じて市内分の値とします。また、発電量はすべて送電端とします。

(1) 報告書の様式等

報告書の様式は第12号様式とします。なお、計画書と同じ記載項目については、計画書の記載要領に倣ってください。

(2) 電気の供給における温室効果ガスの排出の状況

特定エネルギー事業者は、報告書を提出する年度の前年度（以下「報告前年度」という。）における市内への電気の供給に伴う未調整二酸化炭素排出量及びその把握率（未調整二酸化炭素排出量を算定するに当たり電気の供給量のうち算定の基礎となる情報を把握したものの割合）を算定し、記載してください。

(3) 電気の供給における温室効果ガスの排出の量の抑制に関する措置の実施状況

特定エネルギー事業者は、温室効果ガスの抑制に関する措置の実施状況について、次に掲げる事項を記載してください。

ア 報告前年度に提出した計画書における排出係数の当年度目標値（計画年度における目標値）

イ 報告前年度（計画年度）における排出係数の実績値

ウ 排出係数の低減を図るための措置の実施状況

(4) 電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置の実施状況

ア 特定エネルギー事業者は、自社等発電所における再生可能エネルギーを利用した発電について、次に掲げる事項を記載してください。

(ア) 報告前年度に提出した計画書における再生可能エネルギーによる発電量及び導入率の当年度目標値（計画年度における目標値）

(イ) 報告前年度（計画年度）における再生可能エネルギーによる発電量及び導入率の実績値

(ウ) 再生可能エネルギーによる発電量の割合の拡大を図るための措置の実施状況

イ 特定エネルギー事業者は、再生可能エネルギーの環境価値の確保について、次に掲げる事項を記載してください。

(ア) 報告前年度に提出した計画書における環境価値の確保量及び環境価値の確保率の当年度目標値（計画年度における目標値）

(イ) 報告前年度（計画年度）における環境価値の確保量及び環境価値の確保率の実績値

(ウ) 環境価値の確保量の割合の拡大を図るための措置の実施状況

(5) 電気の供給における未利用エネルギーによる発電量の割合の拡大に関する措置の実施状況

特定エネルギー事業者は、未利用エネルギーを利用した発電による電気の供給の量の拡大を図るための措置の実施状況を記載してください。

(6) 火力発電所における熱効率の向上を図るための措置の実施状況

特定エネルギー事業者は、自社等発電所のうち火力発電所における熱効率の向上を図るための措置の実施状況を記載してください。

(7) 本市の区域内に存する電気の需要者に対する地球温暖化の防止に資する取組の実施状況

特定エネルギー事業者は、市内の電気需要者に対する地球温暖化の防止に資する取組の実施状況を記載してください。

(8) その他の地球温暖化の防止に貢献する取組の実施状況

特定エネルギー事業者は、森林の保全及び整備、自動車の合理的な利用、廃棄物の削減その他の地球温暖化の防止に貢献する取組の実施状況を記載してください。

7 計画書等の提出

(1) 計画書の提出

特定エネルギー事業者は、毎年度、7月31日までに当年度の計画書を1部提出してください。
なお、計画書の提出方法にかかわらず、計画書の別紙については電子データを提出してください。

(2) 変更計画書の提出

特定エネルギー事業者は、計画書の内容に変更が生じたときは、すみやかに変更計画書を1部提出してください。なお、変更計画書の提出方法にかかわらず、変更計画書の別紙については電子データを提出してください。

(3) 報告書の提出

特定エネルギー事業者は、毎年度、7月31日までに当年度の報告書（報告前年度の計画に係る報告書）を1部提出してください。なお、報告書の提出方法にかかわらず、報告書の別紙については電子データ（エクセルに限る）を提出してください。

(4) 計画書等の提出方法

特定エネルギー事業者は、計画書等を次の提出先に原則、持参又は電子メールにより、1部提出してください。また、電子データの提出については、電子メール以外の方法により提出する場合は、計画書等とともにCD-R等の電子媒体で提出してください。

なお、この方法により難しい場合は、個別にご相談ください。

《提出先》

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市環境局温暖化対策課

（※ 持参の場合は、広島市役所本庁舎4階の当課にお越しく下さい。）

電子メールアドレス : ondanka-t@city.hiroshima.lg.jp

8 計画書等の公表

特定エネルギー事業者は、条例第37条第1項の規定により、次に掲げる事項を含む内容について、インターネットの利用又は事業所における備え置きや掲示等の適切な方法により自ら公表を行ってください。なお、計画書の公表期間は概ね2年間とし、報告書については当該計画書の公表終了日までとします。

また、市のホームページにおいても公表を行います。

(1) 計画書（変更計画書）

- ア 特定エネルギー事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- イ 電気の供給における温室効果ガスの排出の量の抑制に関する措置及び目標
- ウ 電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置及び目標
- エ 電気の供給における未利用エネルギーによる発電量の割合の拡大に関する措置及び目標
- オ 本市の区域内に存する電気の需要者に対する地球温暖化の防止に資する取組
- カ 電気の供給における温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制
- キ その他市長が別に定める事項

(2) 報告書

- ア 特定エネルギー事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- イ 前年度におけるエネルギー環境計画書に基づく措置の実施状況等

9 算定資料

(1) 未調整二酸化炭素排出量（市内分）の算定方法

$$\begin{aligned} \text{未調整二酸化炭素排出量（市内分）} &= \text{未調整二酸化炭素排出量} \times \text{市内供給比率} \\ \left(\text{市内供給比率} = \frac{\text{電気供給量（市内分）}}{\text{すべての供給区分における電気の供給量}} \right) \end{aligned}$$

- ※1 温室効果ガスの排出量として、二酸化炭素排出量を算定します。
- ※2 算定において、すべての供給区域にかかるものは、市内供給比率を乗じる等により市内分とします。（共通）
- ※3 上記において、算定の根拠となるデータが把握できない場合、代替値（事業者別の排出係数とともに官報で告知される排出量が把握できない事業者に対してのみ用いる係数）により二酸化炭素排出量を算定します。
- ※4 発電量又は調達電力量のうち、転売分がある場合は控除します。
- ※5 調達電力量については、送電損失分を控除します。
- ※6 再生可能エネルギー及び原子力によって発電した電気の供給に係る二酸化炭素排出量はカウントしません。
- ※7 詳細については、温対法に基づく「電気事業者ごとの未調整排出係数、基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」（最新版）に定められた算出方法に準じます。

(2) 排出係数（市内分）の算定方法

$$\text{未調整排出係数} = \frac{\text{未調整二酸化炭素排出量（市内分）}}{\text{電気供給量（市内分）}}$$

$$\text{基礎排出係数} = \frac{\text{未調整二酸化炭素排出量（市内分）} + \text{固定価格買取・非FIT非化石電気の調達による調整二酸化炭素排出量（市内分）} - \text{国内認証排出削減量等（市内分）}}{\text{電気供給量（市内分）}}$$

$$\text{調整後排出係数} = \frac{\text{未調整二酸化炭素排出量（市内分）} + \text{固定価格買取・非FIT非化石電気の調達による調整二酸化炭素排出量（市内分）} - \text{国内及び海外認証排出削減量等（市内分）}}{\text{電気供給量（市内分）}}$$

- ※ 詳細については、温対法に基づく「電気事業者ごとの未調整排出係数、基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」（最新版）に定められた算出方法に準じます。

(3) 再生可能エネルギーの導入率の算定方法

$$\text{導入率} = \frac{\text{自社等発電所での再生可能エネルギーを利用して発電した電気の発電量（市内分）}}{\text{自社等発電所における電気の発電量（市内分）}}$$

※ 発電量は送電端とします。（共通）

(4) 再生可能エネルギーの環境価値の確保量の算定方法

$$\text{再生可能エネルギーの環境価値の確保量} = K + L + M + N + O + P$$

K：自社等発電所において再生可能エネルギーを利用して発電した電気の発電量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（市内分）

L：他の電気事業者において再生可能エネルギーを利用して発電された電気の購入量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（市内分）

M：グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により認証されたグリーン電力量（市内分）

N：J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（市内分）

O：FIT非化石証書の量（市内分）

P：非FIT非化石証書（再エネ指定）の量（市内分）

※ 発電量又は調達電力量のうち、転売分がある場合は控除します。

(5) 環境価値の確保率の算定方法

$$\text{環境価値の確保率} = \frac{\text{環境価値の確保量（市内分）}}{\text{電気供給量（市内分）}}$$